

第 20 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 27 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 2月 27日 (木) 14時40分～16時20分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第4	報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5	報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件
日程第6	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第7	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第8	議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第9	議案第4号 現況証明願いの件
日程第10	議案第5号 茅室町地域農業経営基盤強化促進計画策定に係る意見書提出の件
日程第11	議案第6号 茅室町農地移動適正化あっせん基準一部改正の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 熊			

●欠席委員

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

12番 鳥本 和則	13番 高橋 仁
-----------	----------

(14時40分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、12番 鳥本委員、13番 高橋委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町栄6線外合計11筆、公募・現況地目とも畠、合計面積280,663m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町栄3線外合計2筆、公募・現況地目とも畠、合計面積46,741m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計19筆、公募・現況地目とも畠、合計面積348,069m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、山川現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○7番（山川委員） 7番山川です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。2月14日の9時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、小林委員、土屋委員、横溝委員、そして私山川、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番、番号2番について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、山川現地調査委員長より報告がありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、嶋崎あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。2月18日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、野澤委員、盛田委員、土屋委員、栗野委員、そして私嶋崎、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、9時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、13時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番、番号2番は売買でのあっせん成立、番号3番から番号9番は賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、嶋崎あっせん委員長より説明がありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について事務局より、議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第4号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん委員会省略の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんについて、芽室町農地移動適正化あっせん事業実施規程第7条第1項の規定により、あっせん委員会の開催を省略したので、同項の規定により報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿・現況地目とも畑、面積9,926m²です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号2番】土地の所在は、芽室町栄4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積70,872m²です。本申請は、賃貸借の申請です。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北伏古東13線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積22,100m²です。本申請は、賃貸借の申請です。

○議長（島部会長） ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

●日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番から番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線、公簿・現況地目とも畠、面積45,926m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年12月31日、土地の引渡しの時期は令和6年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿・現況地目とも畠、面積22,486m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年12月31日、土地の引渡しの時期は令和6年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町栄4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積48,386m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和6年12月31日、土地の引渡しの時期は令和6年12月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号4番】土地の所在は、芽室町芽室南3線、公簿・現況地目とも畠、面積34,889m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年2月7日、土地の引渡しの時期は令和7年2月28日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号5番】土地の所在は、芽室町北伏古南11線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積119,224m²です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日は令和7年2月10日、土地の引渡しの時期は令和7年2月28日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

14時58分 休憩
14時59分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番から番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号4番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号5番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古南11線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積119,224m²です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 高橋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○13番（高橋委員） 13番高橋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、

北伏古小学校から南西へ約2km、譲渡人住宅周辺の農地で、子と孫に贈与するものです。特に、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町上美生8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積3,362m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地から北西へ約2kmにある農地です。本申請は、国有地の払い下げです。また、申請地は譲受人の所有農地に隣接しているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町上美生8線、公簿・現況地目とも畠、面積792m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地から北西へ約2kmにある農地です。本申請は、町有地の払い下げです。また、申請地は譲受人の所有農地に隣接しているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番】土地の所在は、芽室町芽室南3線、公簿・現況地目とも畠、面積34,889m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から嵐山方面へ向かい約3kmの高岩地区です。以前は、賃貸借されていましたが、譲渡人が高齢になったため売買するものです。また、譲受人は、就農して30年以上が経過しており、健全な営農を行っているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号5番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積34,164m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 松久委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番（松久委員） 10番松久です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、常盤神社より西へ約2kmの農地です。譲受人は、農業歴25年のベテランで、地域の役員や生産組合の役員も務めており、地域の貢献度と信頼のある農業者であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号6番】土地の所在は、芽室町上芽室東外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積19,540m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、規模拡大のための売買です。譲受人は、北伏古地区で野菜中心に営農を行っており、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号6番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号7番から番号11番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号7番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畠、面積29,223m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号8番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積16,658m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号9番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積52,592m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号10番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畠、面積5,895m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号11番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線、公簿・現況地目とも畠、面積15,460m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、日本甜菜製糖株芽室製糖所から東へ向かい線路南側、借人の近隣農地です。借人は、平成16年に設立された法人で、大規模で近代的な畠作農業をされております。また、農地所有適格法人であるため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号7番から番号11番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号10番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号11番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号12番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号12番】土地の所在は、芽室町渋山9線外合計9筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積165,746m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。本申請は、賃貸借で、貸人と借人は親戚同士であります。借人は、種芋を作っているため、隣接地、隣接の圃場に影響がないよう片付けを行うと伺っております。また、特に問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号12番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） 異議なしと認め、番号12番について、原案のとおり決定いたします。
○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。
-

●日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号95番から整理番号104番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号95番】土地の所在は、芽室町栄4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積70,872m²を賃貸借するものです。

【整理番号96番】土地の所在は、芽室町栄4線、公簿・現況地目とも畠、面積9,926m²を賃貸借するものです。

【整理番号97番】土地の所在は、芽室町北伏古東13線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積22,100m²を賃貸借するものです。

【整理番号98番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畠、面積2,423m²を賃貸借するものです。

【整理番号99番】土地の所在は、芽室町上美生5線、公簿・現況地目とも畠、面積24,761m²を売買するものです。

【整理番号100番】土地の所在は、芽室町美生1線、公簿・現況地目とも畠、面積22,954m²を賃貸借するものです。

【整理番号101番】土地の所在は、芽室町美生2線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積11,093m²を賃貸借するものです。

【整理番号102番】土地の所在は、芽室町美生1線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積57,750m²を賃貸借するものです。

【整理番号103番】土地の所在は、芽室町美生1線外合計5筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積48,941m²を賃貸借するものです。

【整理番号104番】土地の所在は、芽室町北伏古南9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積46,162m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号95番から整理番号104番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、

整理番号95番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号95番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号96番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号96番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号97番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号97番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号98番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号98番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号99番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号99番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号100番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号100番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号101番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号101番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号102番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号102番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号103番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号103番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号104番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号104番については原案のとおり決定します。
- 議長（島部会長） 次に、整理番号105番についてですが、平林委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、平林委員は、議事参与が制限されることとなります。平林委員には、議事終了まで退出をお願いします。
- 議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時33分 休憩

【平林委員退室】

15時34分 再開

- 議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。
- 議長（島部会長） それでは、整理番号105番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 【整理番号105番】土地の所在は、芽室町渋山8線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積52,574m²を賃貸借するものです。
- 議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号105番について、ご意見・ご質問はありませんか。
- 【なし・との声】
- 議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。整理番号105番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【異議なし・との声】
- 議長（島部会長） ないものと認め、整理番号105番については原案のとおり決定します。
- 議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時35分 休憩

【平林委員入室】

15時36分 再開

- 議長（島部会長） 休憩をとき、会議を再開します。
- 議長（島部会長） それでは、整理番号106番から整理番号109番について、事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局（土田） 【整理番号106番】土地の所在は、芽室町上美生9線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積48,780m²を賃貸借するものです。
- 【整理番号107番】土地の所在は、芽室町新朝日外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面

積102,492m²を賃貸借するものです。

【整理番号108番】土地の所在は、芽室町北明西7線外合計21筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積103,011.90m²を売買するものです。

【整理番号109番】土地の所在は、芽室町西土狩北7線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積80,737m²を賃貸借（移転）するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号106番から整理番号109番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、整理番号106番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号106番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号107番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号107番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号108番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号108番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号109番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないと認め、整理番号109番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第9 議案第4号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第4号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第4号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町芽室基線、公簿地目は畠、面積は2,504.39m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町祥栄北7線、公簿地目は畠、面積は480m²です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、山川現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○7番（山川委員） 7番山川です。2月14日の9時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、小林委員、土屋委員、横溝委員、そして私山川、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番、番号2番については「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番、番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第10 議案第5号 芽室町地域農業経営基盤強化促進計画策定に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第5号 芽室町地域農業経営基盤強化促進計画策定に係る意見書提出の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 芽室町地域農業経営基盤強化促進計画策定に係る意見書提出の件。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、芽室町より意見を求められた次の芽室町地域農業経営基盤強化促進計画（案）について審議を求める。

芽室町から令和7年2月14日付で、地域計画（案）に係る意見聴取を行う旨、通知があつたため、芽室町農業委員会において、地域計画（案）、目標地図（素案）について、内容確認し、意見書の提出を行うものです。（別紙のとおり説明）

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、採決を行います。芽室町から意見を求められた地域計画について、特に意見なしとしてよろしいでしょうか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議ないものと認め、意見なしとして、意見書を提出いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第5号を終わります。

●日程第11 議案第6号 芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部改正の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部改正の件を議題とします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第6号 芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部改正の件。芽室町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する訓令について審議を求める。

北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領について、農業経営基盤強化促進法に基づき、一部改正されたため、芽室町農地移動適正化あっせん基準についても一部改正を行うものです。（別紙のとおり、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領と芽室町農地移動適正化あっせん基準（改正案）について説明）

○議長（島部会長） ただいま、事務局より説明がありましたが、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） それでは、採決を行います。あっせん基準の改正について、原案のとおり決定することによろしいでしょうか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議ないものと認め、意見なしとして、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第20回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時20分 閉会）

以上、農業委員会會議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 2月 27日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員